

通学路及び通学上の保険制度について

1、通学路の目的

杉並区立小学校に在籍する児童の通学時における防犯及び交通事故を防止するため、杉並区教育委員会が杉並区及び関係機関等と協力し、児童が主として通学に使用する通路として通学路を設けています。その通学路に交通規制その他必要な措置を講じるとともに、防犯上の被害防止対策及び交通安全教育の徹底と実践を積極的に推進し、児童の防犯及び交通安全の確保を図っています。

2、通学上の児童に対する保険制度の内容

①保険会社

杉並区では、全児童に独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に加入しています。

②給付の対象範囲

I、学校の管理下の範囲

授業中	例：各教科、遠足、修学旅行、大掃除
学校の教育計画に基づく課外指導中	部活動、林間学校、臨海学校
休憩時間中及び学校の定めた特定時間中	始業前、業間休み、昼休み、放課後
通常の経路及び方法による通学中	登校中、下校中
その他	寄宿舎があるとき 学校外で授業等が行われるとき、 集合・解散場所との間の合理的な 経路及び方法による往復中

II、その他の例

学校からの下校時に塾や学童クラブに寄る場合

* 塾、学童の施設内の事故は補償できません。

* 学校から塾・学童までの間、及び塾・学童から自宅までの間の事故は補償できます。

下校時に一時友人宅に寄りそれから自宅へ帰った場合は、友人宅にいた時間により判断されるようです。友人宅での事故は、保障できません。